

鯖江市役所 JK課 ガイドライン 2024

鯖江市市民生活部市民主役推進課

(2024.4.1 更新)

はじめに

【設置の背景と目的】

鯖江市では、平成 22 年に「鯖江市民主役条例」を市民提案から創り上げ、全国的に早い時期から「市民主役」のまちづくりを進めてきました。近年では、市民の皆様との情報共有を進めるツールとして、ICT を活用した「オープンデータ」「データシテイ鯖江」事業につきましても、新たに全国に先駆けて実施しています。また、鯖江市は大学のないまちですが、学生の自由な発想と行動力を活かしたまちづくりを行う「学生連携事業」を実施しています。これは、全国から毎年多くの大学生が当市を訪れ、鯖江市のまちづくりに対する様々なご提案を頂戴し、可能な限り当市のまちづくり施策として具現化を進めるものです。こうした事業は、いずれも市民の皆様と市が、様々な情報とまちづくりへの思いを共有化しながら、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念により実施している事業で、市民の広範な参画をもとに進めています。

こうした中、平成 26 年 1 月 19 日、市との連携のもとに、市内の NPO 法人が開催した「おとな版地域活性化プランコンテスト」において、当市の更なる市民協働のまちづくりを推し進めるための施策である「鯖江市役所 JK 課プロジェクト」が提案されました。この提案は、これまでどうしてもまちづくり活動への参画が少なかった高校生、特に女子高校生を対象としたまちづくりチームを結成し、自らが企画した地域活動を実践することを通じて、若者や女性が進んで行政参加を図っていくというもので、当市としては、新たなモデル都市となることを目指して具現化しました。

現在、11 年目を迎えた同プロジェクトも多世代への波及をはじめ、全国への横展開が図られるなど、全国から視察が相次ぎ、大変注目されております。

また、「JK 課」は条例等で規定されている正式な鯖江市の部署というものではなく、仮想的に行政組織の「課名」を模したプロジェクト名です。

プロジェクト実施方針

【サポート体制】

鯖江市役所 JK 課プロジェクトに対するサポート体制としては、鯖江市役所はもとより、多くの市民団体や官公庁等からの支援のもと、民間と行政が協働して進めています。

【プライバシーの保護】

鯖江市役所 JK 課プロジェクトの実施にあたり、参加していただく女子高校生のプライバシーの保護を最優先してまいります。

具体的方策としては、以下のとおりです。

- (1) メンバー個別でのマスコミ等の取材は禁止します。
- (2) 活動を通じて知り得た他者の個人情報については、第三者には一切漏らしてはいけません。特に、SNS での写真等の情報発信については、細心の注意を払ってください。
- (3) メンバーのフルネームは公表せず、ニックネームもしくは苗字を外した名前のみひらがな表記で対応します。メンバー個々の学年は非公表としています。

【家庭および高校との連絡体制】

鯖江市役所 JK 課プロジェクトの実施にあたり、メンバーの保護者および在籍する高校との連絡体制を構築し、密に連携します。

具体的方策としては、以下のとおりです。

- (1) 活動にあたっては、事前に保護者の皆さまに連絡するとともに、公衆の前に出るような活動が予定されている場合には、事前に在籍する高校にも連絡を行います。
- (2) JK 課加入申出書があった場合には、保護者の承諾を確認した上で、在籍する高校にも確認を行います。

【法令順守】

メンバーの自主性を尊重するため、まちづくり活動にかかる教育や指導は行いませんが、飲酒や喫煙をはじめ、違法薬物の使用や所持など、法令に違反する行為は固く禁止します。自分だけでなく、家族はもとより関係者への影響が計り知れません。

【メンバー間の交流】

複数の高校から多くのメンバーが集まっていますので、他のメンバーを誹謗中傷するような行為は固く禁止します。ひとつのチームとして活動しますので、メンバー同士が日頃から交流を図るように努めてください。

【活動体制】

鯖江市役所 JK 課として活動する場合には、必ず鯖江市市民生活部市民主役推進課の指示のもとに活動してください。

- (1) 高校生本来の活動である学業および校内活動等を怠らないよう高校生活との両立を図ってください。
- (2) 活動に関しては、高校生の発想・自主性を尊重しますが、高校生としてふさわしくない活動については、中止や取り止めの判断も行います。
- (3) 鯖江市役所 JK 課としての活動時間は、午前 6 時から午後 8 時 30 分までの時間に限定するものとします。
- (4) 試験期間 1 週間前（通常、高校が試験期間を発表する日）からは、JK 課活動を禁止します。ただし、保護者からの合意を得られたものについては、限定的に活動できるものとします。
- (5) 活動の送り迎えについては、原則として保護者の方をお願いします。
- (6) 活動時における不慮の事故等が生じないよう細心の注意を払いますが、メンバー自身も安全に行動をお願いします。なお、鯖江市として年間活動保険に加入しています。